

運営規程

株式会社 花ひかり

訪問介護事業所 花ひかり 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社 花ひかりが設置する指定訪問介護事業所 花ひかり（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問介護および指定介護予防訪問介護事業または介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下『第1号訪問事業』という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または第1号訪問事業者にあつては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および指定介護予防訪問介護または第1号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあつては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施にあつては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業の実施にあつては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問介護および第1号訪問事業の運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施にあつては指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施機関を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）をし、モニタリング結果を指

定介護予防支援事業者または地域包括支援センターへ報告することとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意志及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施にあたっては利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 花ひかり
- (2) 所在地 北海道江別市大麻晴美町10番地の2

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（サービス提供責任者兼務）

事業所の従業者および業務の管理を一元化に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 2名以上

・訪問介護計画（介護予防訪問介護計画・訪問型サービス計画書）の作成及び説明を行い、利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたる。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

- (3) 訪問介護員等 10名以上

訪問介護員は、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）または訪問型サービス計画書に基づき指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、訪問型サービスの提供にあたる。

- (4) 事務職員 1名（非常勤）

事務職員は事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 365日24時間とする。
- (4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業所が行う指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。

- (1) 介護予防訪問介護費(Ⅰ)・・・1週に1回程度
- (2) 介護予防訪問介護費(Ⅱ)・・・1週に2回程度
- (3) 介護予防訪問介護費(Ⅲ)・・・1週に2回を超えた場合

3 第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、江別市が定める額とし、そのサービスが法定代理人受領サービスであるときは、その1割・2割・3割の額とする。

訪問型サービス事業

- (1) 訪問型サービス費(Ⅰ)・・・1週に1回
- (2) 訪問型サービス費(Ⅱ)・・・1週に2回
- (3) 訪問型サービス費(Ⅲ)・・・1週に2回を超える場合

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 事業所から片道15キロメートル未満 1,000円
- (2) 事業所から片道15キロメートル以上 1,500円

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について領収書を交付する。

5 指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または第1号訪問事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または第1号訪問事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、江別市、札幌市、岩見沢市、北広島市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護又は第1号訪問事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提出した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第12条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第13条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び指定通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(地域との連携等) ※ 同一建物減算対象サービス

第 16 条 事業所は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 本事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 12 回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護または第 1 号訪問事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 2 年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 花ひかりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。